

慶安四辛卯年十二月廿日

覺

一箱根 今切 氣賀

右之所々、上使并 繼飛脚之外者、夜通し一切通し申間敷事、

一桑名 熱田渡海

右は不限晝夜往還之者不苦、但不審成者、夜通し渡海可相留事、

明曆三丁酉年二月廿三日

一從鎌倉大山つく井小佛筋

一從葛西幸手はとがひ鴻巢筋

一從八王子山のね筋關所之内

右之通り三組ニいたし、關宿、岩附、忍、川越、高崎、安中、小田原、城下を除、手ニ合候様ニ可相迴事、

以上

酉二月廿三日

武州相州

武州總州

武州

左原三郎兵衛

内藤加兵衛

野呂一郎右衛門

山本九兵衛

久保寺小左衛門

下枝忠兵衛

寛文六丙午年十月

定

一此關所番所ノ前ニ而往還之輩頭巾をぬぐべき事

一乗物ニ而通る面々、乗物之戸をひらくべし、但女乗物者、番之輩差圖に而女に見せ可通事、